

税務情報

増値税改革試験～クロスボーダーの課税行為に係る増値税免税管理規定の公布

中国では、2016年5月1日から、営業税に代えて増値税を徴収する試験(以下、増値税改革試験)が全面的に実施され、すべての業種が増値税の対象に移行しました¹。この増値税改革試験において、中国国内から中国国外へのサービス提供、無形資産の販売等(以下、クロスボーダーの課税行為)には、増値税ゼロ税率もしくは増値税免税政策が適用されます。増値税ゼロ税率と増値税免税政策のいずれが適用される場合も、クロスボーダーの課税行為に係る売上高に対して増値税は課されませんが、増値税の納付税額を計算する際、増値税ゼロ税率が適用される場合はサービス提供等に係る仕入税額の控除が認められるのに対し、増値税免税政策が適用される場合は仕入税額の控除が認められません。「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号)²(以下、36号通達)の付属文書4「クロスボーダーの課税行為に対する増値税ゼロ税率および免税政策の適用に関する規定」では、上記の各政策が適用される課税行為をそれぞれ列挙するとともに、これらの政策に関する原則的な事項について規定しています。

2016年5月に国家税務総局は、クロスボーダーの課税行為に係る上記の政策のうち、増値税免税政策の実施に係る細則として、「営業税に代わる増値税の徴収におけるクロスボーダーの課税行為に係る増値税免税管理弁法(試行)」(国家税務総局公告2016年第29号)³(以下、29号公告)を公布しました。これは、従来の増値税免税管理弁法(国家税務総局公告2014年第49号)に取って代わるものであり、2016年5月1日施行とされています。

以下では、29号公告の主な要点として、増値税免税政策の適用条件と当該政策を適用するための届出手続について簡単に説明します⁴。

1. 免税の適用条件

増値税免税政策は、36号通達の付属文書4および29号公告において、当該政策の適用対象として列挙されるクロスボーダーの課税行為(以下、増値税免除項目)に適用されます。29号公告では20の増値税免除項目を列挙し、そのうちの一部の項目については免税となる課税行為の範囲を詳細に定めています。

29号公告に基づき、納税者に発生するクロスボーダーの課税行為が増値税免除項目に該当することのほか、

¹ [Tohatsu China News2016年3月号\(Vo.160\)](#)を参照。

² 36号通達の詳細については、[Tax Analysis2016年3月24日号/中国](#)を参照。

³ <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2132696/content.html>

⁴ 当該公告の要点(増値税免除項目の一覧表を含む)およびデロイト中国のコメントについては、[Tax Analysis2016年6月号/中国「クロスボーダーの課税行為に係る増値税免税管理規定の公布」](#)を参照。

次のことも当該政策を適用するための条件となります。

- ・ 納税者がクロスボーダーのサービスまたは無形資産の販売契約を締結すること(一部の課税行為を除く)
- ・ 納税者が国外組織にサービスまたは無形資産を販売する場合、当該販売に係るすべての収入を国外から取得すること

2. 新政策の概要免税の届出手続

上記の適用条件を満たすクロスボーダーの課税行為について、増値税免税政策の適用を受けようとする納税者は、所轄税務機関で免税の届出手続を行う必要があります。所轄税務機関は、納税者の提出した届出書類がすべて整い、規定の形式にも合っていれば、その届出を受理しなければなりません。29号公告に基づき、納税者が届出手続を行う際に提出すべき書類には主に次のものが含まれます。

- ・ クロスボーダーの課税行為に係る免税届出表
- ・ クロスボーダーのサービスまたは無形資産の販売に係る契約書
- ・ サービス地点が国外であることの証明書類(適用される場合)
- ・ 購入者の機構所在地が国外であることの証明書類(適用される場合)
- ・ 増値税ゼロ税率の適用を放棄することに関する声明⁵(適用される場合)

納税者は、届出手続を行った後もこれらの書類を保管し、税務機関による事後管理(調査)に備えなければなりません。

⁵ 36号通達の付属文書4によれば、納税者が増値税ゼロ税率の適用されるサービスまたは無形資産を販売する場合、増値税ゼロ税率の適用を放棄し、免税または規定に従って増値税を納付することを選択することができる。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited